

## 第4章 目標実現のための取組

### 環境目標Ⅰ 脱炭素に向けた暮らしを推進するまち 東松山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

近年の気候変動の影響を受け、世界は脱炭素に向けて大きくシフトし始めています。

ここでは、東松山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下、「区域施策編」といいます。）として、温室効果ガス排出の現状を踏まえた、脱炭素社会に向けた方策を示します。

#### （1）温暖化に関する社会情勢と本市のこれまでの取組

##### ア. 国内外の動向

パリ協定では、世界共通の長期目標として「世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べ 2℃よりも十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追及すること」とされています。

この協定を踏まえ、日本では、「2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減」という目標を設定し、埼玉県においても「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）」で、国の削減目標と同じく、2013年度比26%減を目標としました。

そして2020年10月に行われた臨時国会の所信表明演説において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言しました。

また、ゲリラ豪雨の増加や熱中症搬送者の増加など、地球温暖化による気候変動の影響と考えられる現象が顕在化しています。そのため、温室効果ガスの排出をできる限り抑制する「緩和策」に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減を図る「適応策」に取り組むため、2018年12月に「気候変動適応法」が施行されました。

埼玉県では適応策に取り組むため、「埼玉県気候変動適応センター」を設置し、県内の気候変動の実態やその影響、将来予測など、適応策に関する情報の収集・整理・分析を行い、県内自治体や事業者、県民に対して、適応策に関する情報提供を行っています。

##### イ. 本市における取組

本市ではこれまで、行政の事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減に取り組むため、「東松山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、公共施設における創・省・蓄エネルギーの推進、次世代自動車の導入などの取組を実践し、市民・事業者に対して先導的役割を果たしてきました。

また、埼玉県との協働事業である「埼玉エコタウンプロジェクト」の実施市に指定されたことを契機とし、市全域で創・省・蓄エネルギーに関する取組を広げ、公共施設への太陽光発電設備や蓄電池等の設置のみならず、街路灯のLED化、住宅への創・省・蓄エネ設備に対する補助、省エネ改修に関する市民向け講座や相談会の開催など、あらゆる機会を捉えて、地域のエコ化に取り組んできました。



エコタウンプロジェクト  
ロゴマーク

## (2) 計画の基本的事項

### ア. 計画の位置づけ

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項に基づく区域施策編と位置づけ  
ます。

○地球温暖化対策の推進に関する法律

第19条 1 (略)

2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

### イ. 対象とする温室効果ガスと推計方法

区域施策編では、対象とする温室効果ガスは市内の排出量のうち、約90%を占める二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)とします。

二酸化炭素はさらに、電気・ガス・ガソリン等の使用により排出される「エネルギー起源 CO<sub>2</sub>」と廃棄物の焼却等により排出される「非エネルギー起源 CO<sub>2</sub>」に分類されます。

#### 対象とする温室効果ガス

ガス種	部門	対象
エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	産業部門	製造業、建設業・鉱業、農林水産業における燃料・電力の使用
	業務部門	事業所、商店、病院、学校、その他サービス業施設等における燃料・電力の使用
	家庭部門	家庭における燃料・電力の使用
	運輸部門	旅客自動車(マイカー含む)、貨物自動車、鉄道における燃料・電力の使用
非エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	廃棄物部門	廃棄物の焼却

エネルギー起源 CO<sub>2</sub>の排出量の把握について、電力の小売全面自由化により、市内における電力の使用量の把握が難しいこと等から、実際の排出量を求めるのは困難です。

そのため、国のマニュアルにおいて、中核市未満の市町村における標準的な推計手法である、『カテゴリ A(全国や都道府県の炭素排出量を部門別活動量で按分する方法)』で推計することとします。

また、非エネルギー起源 CO<sub>2</sub>については、焼却される一般廃棄物の量と、含まれるプラスチック及び合成繊維の割合から推計します。

### (3) 温室効果ガス排出量の推計・要因分析

1990年度から2017年度までの本市における二酸化炭素排出量推計値の推移は、以下のとおりです。2017年度の排出量は556,200t-CO<sub>2</sub>となっています。

総排出量は1990年から2000年代前半にかけて増加しました。その後減少傾向にありましたが、再び増加に転じ、2013年度をピークに近年ではやや減少傾向にあります。

部門ごとにみると、産業部門は1990年度と比較すると大きく減少している一方、業務部門・家庭部門は大きく増加しています。

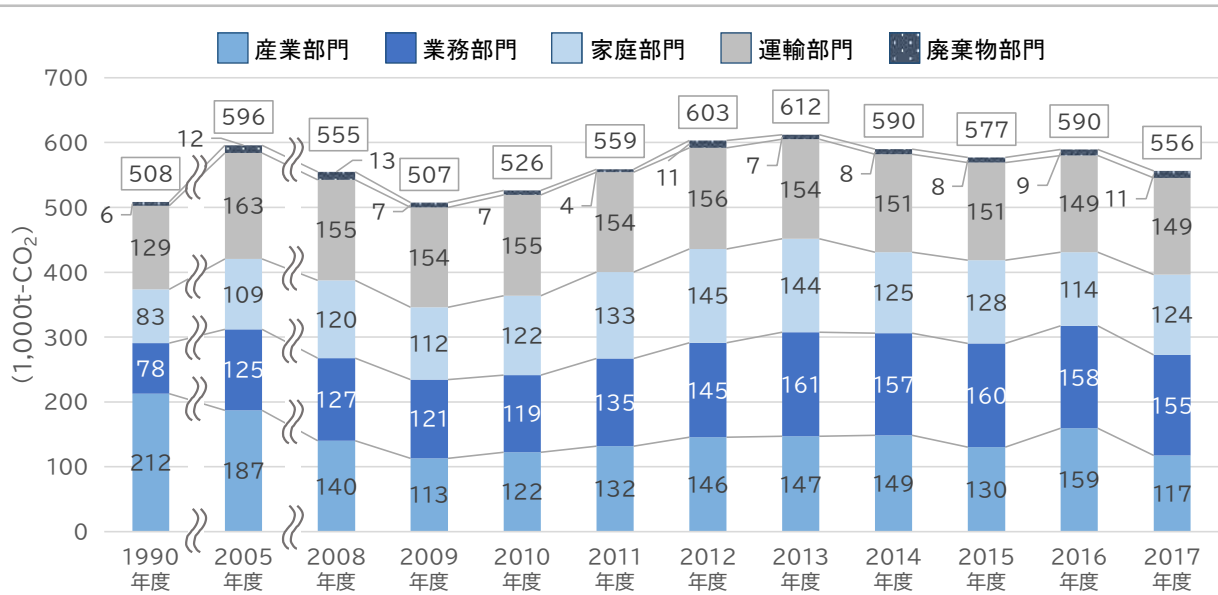


図15 本市における二酸化炭素排出量推計値の推移

環境省 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトのデータを基に推計

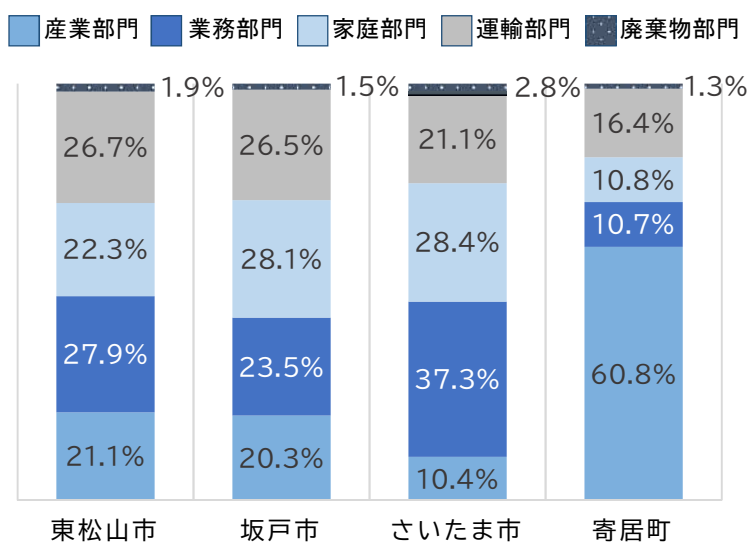


図16 2017年度の二酸化炭素の排出割合

環境省 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトのデータを基に推計

人口や地理的条件に近い坂戸市と比較するとそれぞれの排出割合にあまり差が見られませんが、都心に近く店舗やオフィスが多いさいたま市や、大規模な工場がある寄居町などと比較すると、本市の特徴として、一つの部門が突出して大きな割合を占めるのではなく、廃棄物部門を除いた各部門で大きな差がないことがわかります。

この特徴から、特定の部門の対策に力を入れるのではなく、削減に向けて各部門での幅広い取組が必要だと考えられます。

## (4) 削減目標の設定と削減対策

### ア. 将来予測と削減目標

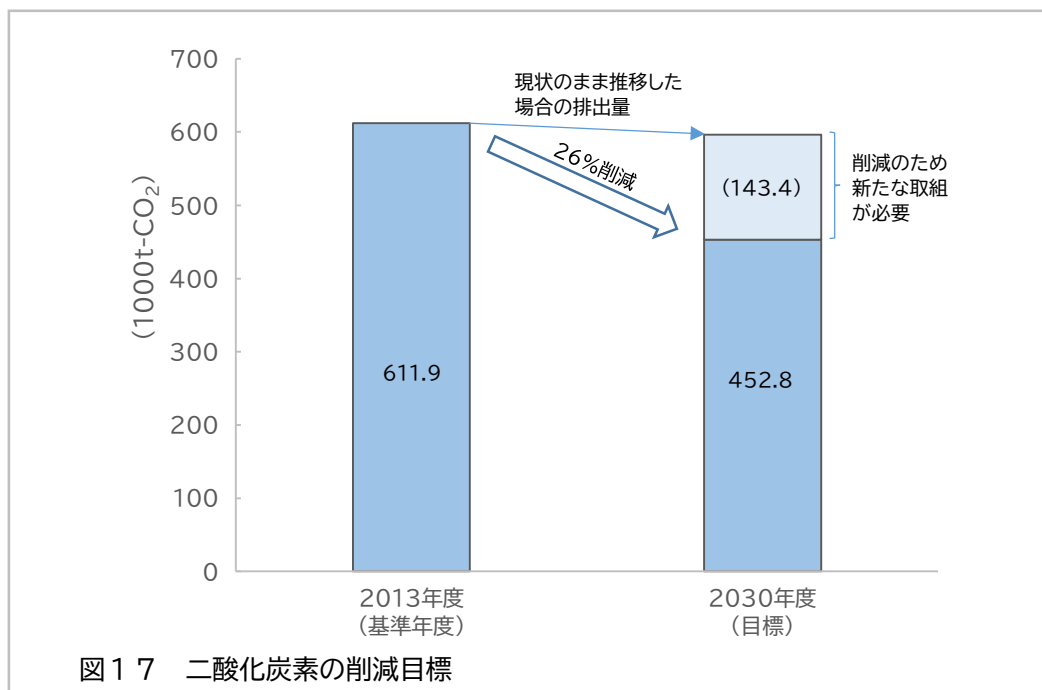
二酸化炭素排出量削減に関して追加的な対策をせず、現状のまま推移した場合の将来的な排出量を現状趨勢（すうせい）排出量（Business As Usual、以下「BAU 排出量」といいます。）といたします。

本市における 2030 年の BAU 排出量は、計 596,200t-CO<sub>2</sub> となり、基準年度である 2013 年度と比較して 2.6% の減少と予測されます。

前述のとおり、国及び埼玉県では「2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26% 削減」を目標としています。国及び埼玉県と同一の目標とすることで、進捗状況の比較がしやすいことから、区域施策編の目標を以下のとおりとします。

**削減目標：2030 年度における排出量を 2013 年度比 26% 削減**

2030 年度における排出量を 2013 年度比 26% 削減するには、2030 年度の排出量を 452,800t-CO<sub>2</sub> する必要があります。



なお、削減目標については、今後、国や県などの動向を注視し、適宜、見直すこととします。

## イ. 各部門における削減対策

国の地球温暖化対策計画では、部門ごとに目標削減率が定められており、本市に当てはめると以下の表のようになります。(なお、表の各部門の目標削減量は参考値であり、市全体の総量目標に基づき削減を進めます。)

各部門の削減目標

(単位：t-CO<sub>2</sub>)

部 門	2013 年度 本市排出量	2030 年度 目標削減率	2030 年度 目標排出量	目標削減量 (2013 年度比)
産業部門	146,773	7%	136,499	10,274
業務部門	160,564	40%	96,338	64,226
家庭部門	144,230	40%	86,538	57,692
運輸部門	153,919	28%	110,822	43,097
廃棄物部門	6,634	7%	6,170	464

各部門での削減には、省エネルギー機器の普及やエネルギー管理などの取組が有効です。国の計画では、部門ごとの目標を達成するために以下のような対策を示しています。

### 各部門での有効な対策

<b>産業部門（製造業、農業、鉱業等）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（高効率空調、産業ヒートポンプ、産業用照明、産業用モータ、高性能ボイラー、コージェネレーションの導入）</li> <li>FEMS（工場エネルギー管理システム）を利用した徹底的なエネルギー管理の実施</li> <li>再生可能エネルギーの利用拡大（電気、熱）</li> </ul>
<b>業務部門（オフィスビル、商業施設等）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>高効率な省エネルギー機器の普及（業務用給湯器、高効率照明、冷媒管理技術の導入）</li> <li>トップランナー制度による機器の省エネ性能向上</li> <li>BEMS（ビルエネルギー管理システム）の活用、省エネ診断等による徹底的なエネルギー管理の実施</li> <li>クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進</li> </ul>
<b>家庭部門（家庭での電気、ガス等の使用）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の省エネ化（ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）など）</li> <li>高効率な省エネルギー機器の普及（高効率給湯器、高効率照明の導入など）</li> <li>HEMS（住宅用エネルギー管理システム）・スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施</li> <li>機器の買替え促進</li> <li>日常生活での省エネの工夫</li> </ul>
<b>運輸部門（家庭における自動車の利用、自動車貨物輸送、鉄道輸送等）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化</li> <li>公共交通機関及び自転車の利用促進</li> <li>トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進</li> <li>エコドライブ</li> </ul>
<b>廃棄物部門</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の削減</li> <li>分別の徹底による再資源化の促進</li> </ul>

参考：地球温暖化対策計画（2016年5月閣議決定）から抜粋



国は温室効果ガス排出量 26%削減を達成するため、家庭部門について 40%という大幅な削減目標を打ち出しています。

40%もの削減となると、達成は難しいように思いますが、電力会社における火力発電の割合を減らし、再生可能エネルギーによる発電の割合を増やすことなどで、26%分の削減ができると試算しています。

つまり、残りの 14%を一般家庭での取組により削減できれば 40%の削減が達成できます。

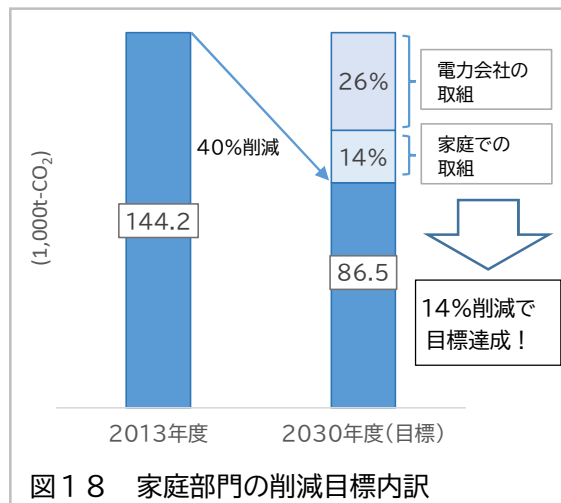


図18 家庭部門の削減目標内訳

埼玉県における、家庭部門の二酸化炭素排出量の内訳を見ると、電力が約 4 分の 3 を占めています。したがって、電気の使用量を減らすことが家庭の二酸化炭素排出量削減に効果的です。

一般的な家庭では、照明やエアコン、冷蔵庫などで電気を多く使われていることから、これらの製品を新しい省エネ性能の高いものに買い替えることで、消費電力が大きく下がり、14%の削減が達成できると試算されています。

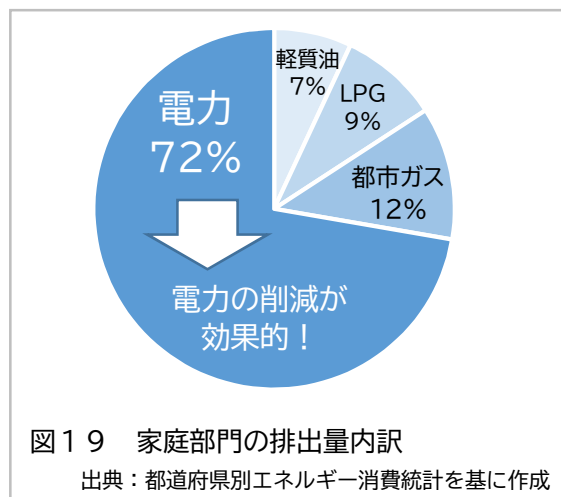


図19 家庭部門の排出量内訳

出典：都道府県別エネルギー消費統計を基に作成

照明を全て LED に変更	6.6%減
10年前のエアコンを最新型に買替え	4.6%減
10年前の冷蔵庫を最新型に買替え	6.0%減
合計	17.2%減

(参考：国民運動 COOL CHOICE の進捗について (環境省))

電気製品の買替えのほかにも、暮らしの中で様々な工夫を行うことで、二酸化炭素の排出量を削減することができます。

エアコン (冷房 28℃設定)	0.59%減
エアコン (暖房 20℃設定)	1.00%減
冷蔵庫 (設定温度を「強」から「中」へ)	0.60%減
ガス給湯器 (食器を洗う時の低温設定)	0.56%減
電気ポット (長時間使用しないときはプラグを抜く)	1.00%減
風呂給湯器 (シャワーを流す時間の短縮)	1.80%減

(参考：家庭の省エネ大事典 2012 年版 ((一財) 省エネルギーセンター) を基に試算)

## (5) 現状と課題

### ○第2次計画の成果指標（環境年次報告書より）

住宅用太陽光発電設備、公共施設の太陽光（熱）設備ともに普及が進んでいますが、さらなる普及が望まれます。

指標	2011年度	2013年度	2015年度	2017年度	2019年度
住宅用太陽光発電設備設置世帯の割合(%)	—	4.5	5.62	6.47	6.99
住宅用太陽光発電設備導入による年間CO <sub>2</sub> 排出削減量(t-CO <sub>2</sub> )	—	3,400	4,727	5,764	6,541
太陽光(熱)設備を設置する公共施設数(施設)	6	18	25	27	27

### ○市民アンケート結果

地球温暖化対策で、身近にできる取組は実践傾向が高い結果となりました。

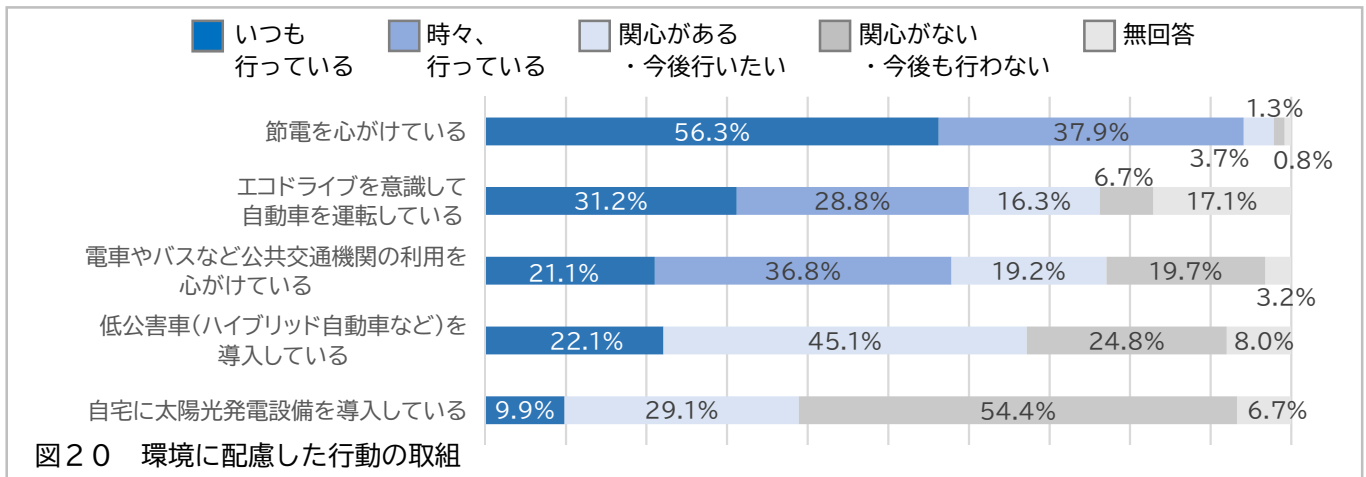


図20 環境に配慮した行動の取組

事業者が事業活動をする上で、省エネルギーに努めることが良いと思う回答は多い結果となり、事業者への省エネルギーの推進が求められます。

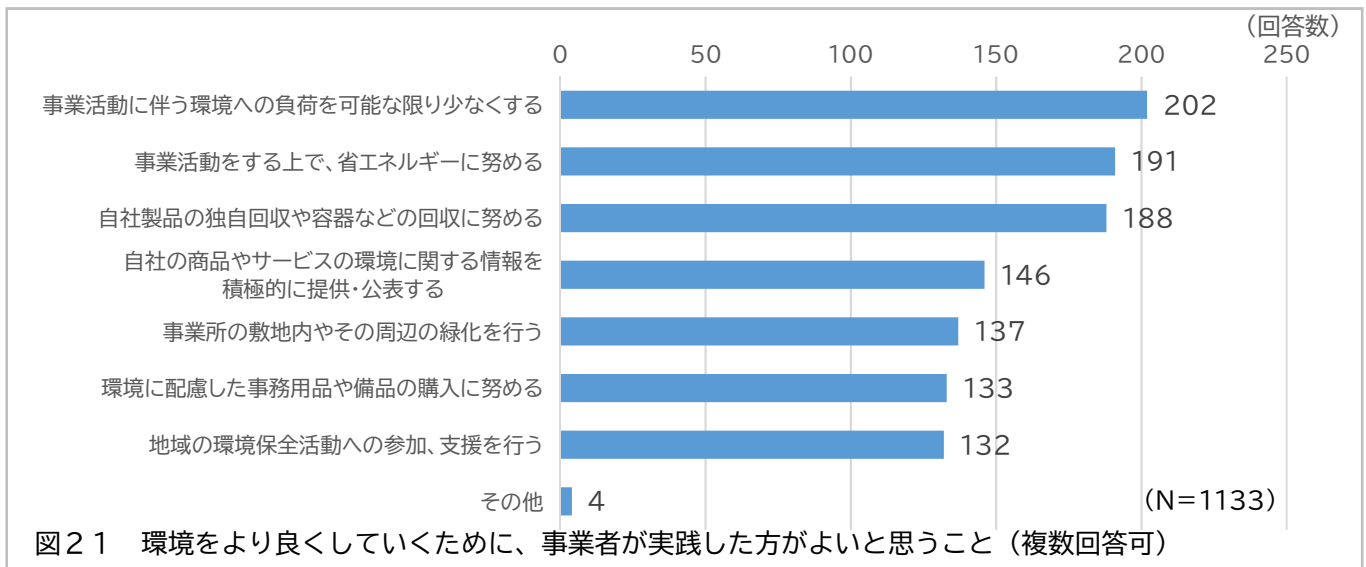


図21 環境をより良くしていくために、事業者が実践した方がよいと思うこと（複数回答可）

## (6) 基本施策（目指すべき方向性）

基本 施策	I-① 脱炭素社会の実現に向けた地域づくりの推進
	I-② 再生可能エネルギーの推進

### I-①脱炭素社会の実現に向けた地域づくりの推進

温室効果ガスを生み出す化石燃料（石油や石炭、天然ガス等）由来のエネルギーの消費抑制と高効率化を徹底し、二酸化炭素削減に取り組むまちづくりを推進します。また、エコタウンプロジェクトで推進してきた、創・省・蓄エネの取組をさらに進め、脱炭素社会の実現を目指します。

- ◇ 脱炭素社会に向けたライフスタイルへの転換
- ◇ 事業活動における徹底したエネルギー使用量の削減
- ◇ 自動車による温室効果ガスの排出量削減
- ◇ エネルギー消費の少ない建築物への転換
- ◇ 気候変動への適応

### I-②再生可能エネルギーの推進

温室効果ガスの削減につながる再生可能エネルギーを積極的に取り入れ、市民の暮らしに根付いた利活用を目指します。

- ◇ 家庭、事業所などでの再生可能エネルギーの利用促進
- ◇ 低炭素な電力の選択
- ◇ 災害に対応できる再生可能エネルギーの利用



## (7) SDGsとの関連性

各環境目標に示した基本施策とSDGsとの関連性について、SDGsの開発目標に対して本市の施策とのつながりを示しました。

<p><b>7</b> エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p> 	<p>全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>
<p>SDGs ターゲット</p>	<p>エネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させ、信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保します。(ターゲット7.1、7.2)</p>
<p>本計画との 関連性</p>	<p>再生可能エネルギーの利用拡大を目指します。</p>
<p><b>9</b> 産業と技術革新の 基盤をつくらう</p> 	<p>強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>
<p>SDGs ターゲット</p>	<p>資源利用効率の向上により持続可能性を向上させます。(ターゲット9.4)</p>
<p>本計画との 関連性</p>	<p>化石燃料による発電から、再生可能エネルギーによる発電への転換を図ります。</p>
<p><b>11</b> 住み続けられる まちづくりを</p> 	<p>包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
<p>SDGs ターゲット</p>	<p>資源効率の向上及び気候変動の緩和と適応を実践します。(ターゲット11.b)</p>
<p>本計画との 関連性</p>	<p>エネルギーの効率的な利用に努め、気候変動の緩和と適応のために区域施策編の運用を推進し、持続可能なまちづくりを目指します。</p>
<p><b>12</b> つくる責任 つかう責任</p> 	<p>持続可能な消費生産形態を確保する</p>
<p>SDGs ターゲット</p>	<p>天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成するとともに、持続可能に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励します。(ターゲット12.2、12.6)</p>
<p>本計画との 関連性</p>	<p>石油などの天然資源の利用を効率化するとともに、環境年次報告書により定期的に区域施策編の取組について報告します。</p>
<p><b>13</b> 気候変動に 具体的な対策を</p> 	<p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
<p>SDGs ターゲット</p>	<p>気候関連災害に対する強靱性及び適応の能力を強化するとともに、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進します。(ターゲット13.1、13.b)</p>
<p>本計画との 関連性</p>	<p>区域施策編の運用によって気候変動の緩和及び適応に関するあらゆる取組を実践し、気候変動に対する強靱性と適応力を強化します。</p>

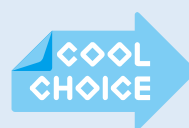
## (8) 行政、市民、事業者の取組

### 基本施策 I - ①

### 脱炭素社会の実現に向けた地域づくりの推進

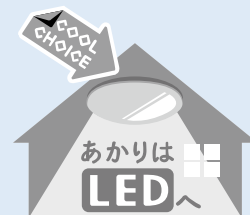
#### ●行政の取組

- ・「東松山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、率先して取組を実施します。
- ・環境省が推奨する国民運動「COOL CHOICE※」を推進します。
- ・市民、事業者の脱炭素化へ向けた取組を支援・啓発します。
- ・気候変動に関する情報を収集・提供します。
- ・公共交通機関利用や自転車利用を推進します。
- ・省エネに対する取組への補助制度を検討します。



#### ●市民の取組

- ・エネルギーの使用量を把握し、削減します。
- ・「COOL CHOICE※」を推進します。
- ・「スマートムーブ」（公共交通機関や自転車の利用、徒歩などの移動手段の転換）に取り組みます。
- ・エコ住宅や省エネリフォームを検討します。
- ・LED照明・省エネ家電・HEMS（住宅用エネルギー管理システム）等を導入します。
- ・遮熱による暑さ対策を実施します。
- ・エコカー導入を検討します。
- ・エコドライブを励行します。



「移動」を「エコ」に。



#### ●事業者の取組

- ・エネルギーの使用量を把握し、削減します。
- ・「COOL CHOICE※」を推進します。
- ・省エネ建築・省エネリフォームを実施します。
- ・省エネ診断・エコチューニングを実施します。
- ・時差通勤・ノーマイカー通勤・テレワークを導入します。
- ・エコカー導入を検討します。
- ・エコドライブを励行します。
- ・BEMS（ビルエネルギー管理システム）を導入します。



チョイス!エコカー

※COOL CHOICE 40 頁参照

## 基本施策 I - ②

## 再生可能エネルギーの推進

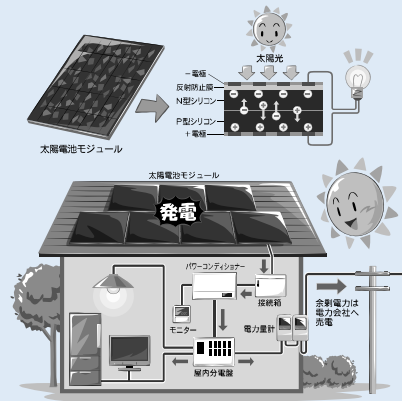
### ●行政の取組

- ・ 公共施設等における再生可能エネルギーの導入や活用を検討します。
- ・ 再生可能エネルギーに関する情報を収集・公表します。
- ・ 市民、事業者に対する情報提供・導入支援を行います。
- ・ 災害時における再生可能エネルギー活用に関する周知を行います。
- ・ 再生可能エネルギーの蓄電やピークシフトを目的とした蓄電池の導入を促進します。



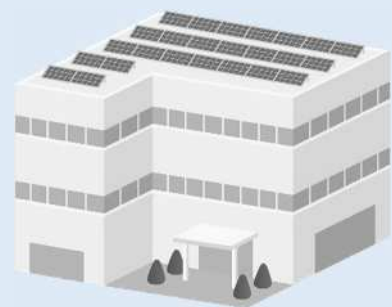
### ●市民の取組

- ・ 住宅への太陽光・太陽熱エネルギーシステムの導入を検討します。
- ・ 再生可能エネルギーの比率が高い電力（低炭素電力）の選択を検討します。
- ・ 災害に備えた再生可能エネルギーの導入を検討します。
- ・ 再生可能エネルギーの蓄電やピークシフトを目的とした蓄電池の導入を検討します。



### ●事業者の取組

- ・ 事業所への太陽光・太陽熱エネルギーシステムの導入を検討します。
- ・ 再生可能エネルギーの比率が高い電力（低炭素電力）の選択を検討します。
- ・ 災害に備えた再生可能エネルギーの導入を検討します。
- ・ 再生可能エネルギーの蓄電やピークシフトを目的とした蓄電池の導入を検討します。

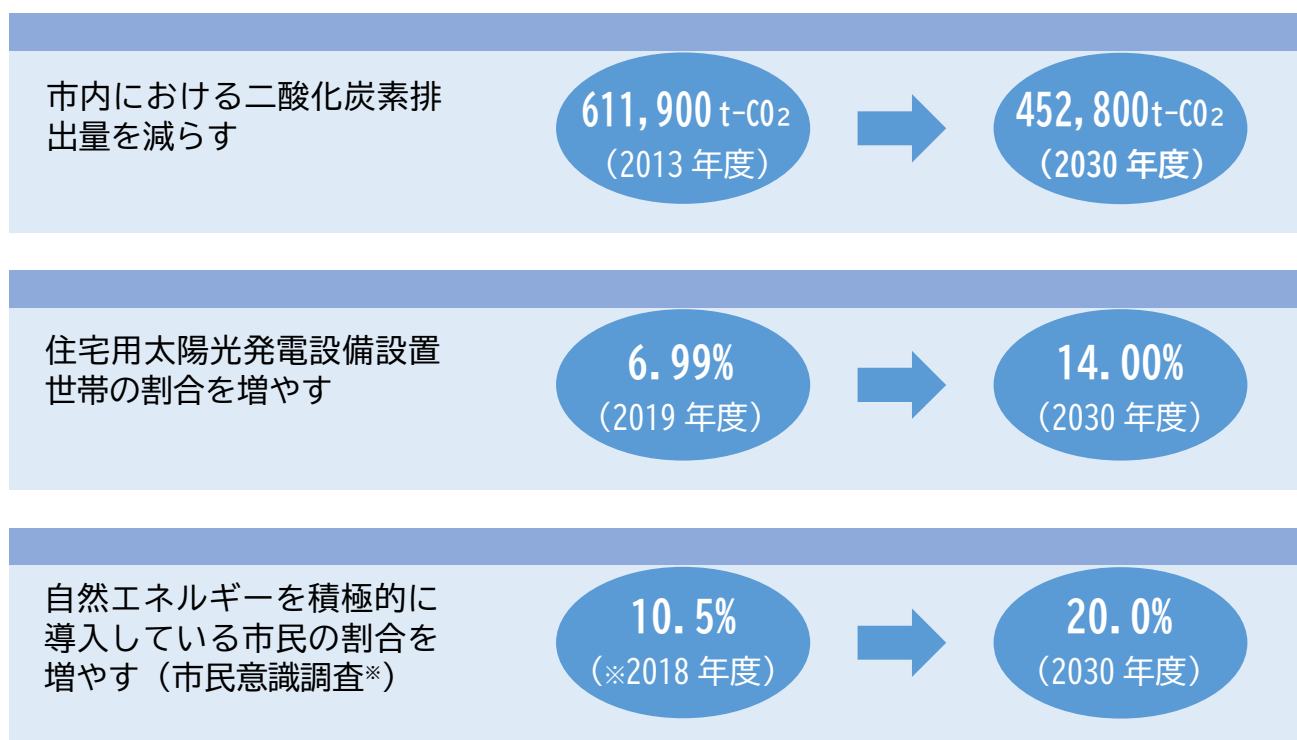


## (9) 市民プロジェクトの取組

- 省エネの普及啓発プロジェクト
- エネルギーダイエット作戦プロジェクト
- 緑のカーテン運動や節水・雨水利用プロジェクト
- 再生可能エネルギーの普及啓発プロジェクト

## (10) 成果指標

区域施策編による削減効果の評価は、以下に掲げる施策の進捗管理指標により行います。



※市民意識調査は隔年実施となっており、最終のデータが 2018 年度となります。

COOL CHOICE（賢い選択）は、地球温暖化防止のために、環境省が推進している国民運動で、以下のような取組があります。




◎家庭で取り組む COOL BIZ、WARM BIZ（クールビズ、ウォームビズ）

冷暖房を適切な温度設定にするとともに、服装・スタイルの調節、すだれ、遮熱カーテン、扇風機、サーキュレーターなどを活用して快適な空間を創出します。



◎エコドライブ

ふんわりアクセル「eスタート」（ゆるやかな発進）、車間距離をあげた加速、減速の少ない運転、ムダなアイドリングを控えるなど、エコを意識した自動車の運転です。



◎できるだけ1回で受け取りませんかキャンペーン

宅配を送るときや受け取る際、時間帯指定やコンビニ受け取りサービス、宅配ボックスを活用して再配達を防止する取組です。

COOL CHOICE により、省エネだけでなく、生活コストの削減、健康的な生活を送れる効果も期待できます。皆さんも取り組んでみませんか？

## 環境目標Ⅱ 廃棄物の削減と資源循環に取り組むまち

資源の有効活用や廃プラスチック類の削減などの課題に取り組み、物の循環による廃棄物の排出削減と再資源化を進め、循環型の地域社会の実現を目指し、ゼロ・ウェイストへ向けた取組を行います。

### (1) 現状と課題

#### ○第2次計画の成果指標（環境年次報告書より）

本市のごみの排出量及び市民一人1日当たりのごみの排出量は、2017年度まで減少傾向にありましたが、事業系ごみの増加により、直近3年間は上昇傾向にあります。家庭ごみ削減への取組を継続し、事業者に対する取組を検討することが重要です。

指標	2011年度	2013年度	2015年度	2017年度	2019年度
市民一人1日当たりのごみ排出量(g)	930	923	912	897	937
ごみの再資源化率(%)	16.63	18.65	19.50	19.33	19.08
埋め立て処分量(t/年)	3,491.28	3,365.76	2,789.07	2,480.77	2,703.97

#### ○市民アンケート結果

多くの市民が3Rなどのごみ削減の取組を実践しています。取組を継続できるような環境づくりと、さらに多くの市民が実践できるよう啓発活動を行うことが大切です。

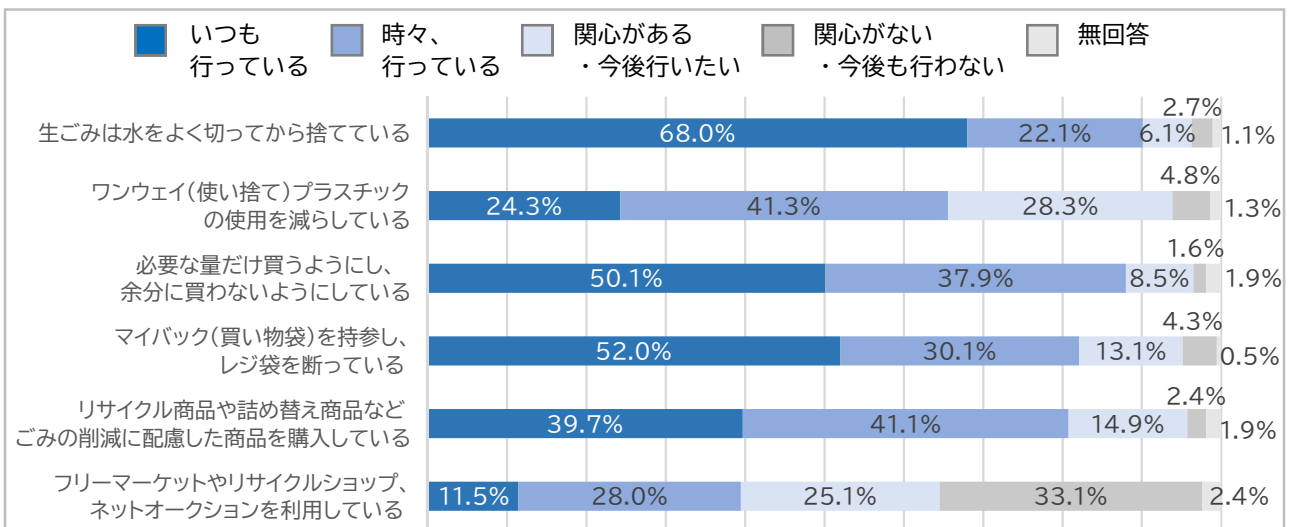


図2-2 環境に配慮した行動の取組（ごみ関連項目抜粋）



## (2) 基本施策（目指すべき方向性）

基本 施策	Ⅱ－① ごみの減量化の推進
	Ⅱ－② リユースの促進とごみの再資源化の推進
	Ⅱ－③ プラスチックごみの削減

### Ⅱ－①ごみの減量化の推進

「もったいない！」運動の推進により、ごみの発生削減に貢献する取組を進めます。

- ◇ 消費行動の工夫によるごみの発生抑制
- ◇ 食品ロス削減の促進
- ◇ ごみ排出時の工夫による減量
- ◇ 生ごみの削減（生ごみ処理容器「キエーロ」等の普及）

### Ⅱ－②リユースの促進とごみの再資源化の推進

発生したごみの分別を徹底し、リユースとリサイクルを推進します。


- ◇ 分別の徹底による再資源化の促進
- ◇ リユースによる物の循環促進
- ◇ リサイクル品の利用促進


### Ⅱ－③プラスチックごみの削減


プラスチックごみの発生抑制・適正処理を推進します。


- ◇ 消費行動の工夫によるプラスチックごみの排出抑制
- ◇ 生活や生産活動の工夫によるワンウェイプラスチック（使い捨てプラスチック）の使用削減
- ◇ プラスチックごみ適正処理の継続
- ◇ マイバッグ、紙製品の利用促進

### (3) SDGsとの関連性

<b>8</b> 働きがいも 経済成長も 	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
SDGs ターゲット	消費と生産における資源効率を改善し、経済成長と環境悪化の分断を図ります。（ターゲット8.4）
本計画との 関連性	製品ライフサイクルを意識した製品開発と製造を推進します。

<b>11</b> 住み続けられる まちづくりを 	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
SDGs ターゲット	一般及びその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによることを含め、一人当たりの環境上の悪影響を軽減します。（ターゲット11.6）
本計画との 関連性	一般及び産業廃棄物の適正処理を実践し、安全で持続可能なまちづくりに貢献します。

<b>12</b> つくる責任 つかう責任 	持続可能な消費生産形態を確保する
SDGs ターゲット	一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させるとともに、製品ライフサイクルを通じ、適正な廃棄物の管理を実現し、廃棄物の放出を大幅に削減します。（ターゲット12.3、12.4）
本計画との 関連性	食品ロスを削減するとともに、ごみを適正に処理し、製品ライフサイクルを意識したごみの削減を目指します。

<b>14</b> 海の豊かさを 守ろう 	持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
SDGs ターゲット	海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減します。（ターゲット14.1）
本計画との 関連性	プラスチックごみの削減に取り組み、海洋流出・汚染や、水生生物等の自然界での悪影響を低減します。

## (4) 行政、市民、事業者の取組

### 基本施策Ⅱ-① ごみの減量化の推進

#### ●行政の取組

- ・「もったいない！」運動を推進します。
- ・ごみ減量に関する情報を発信します。
- ・食品ロス削減の啓発を行います。
- ・生ごみ処理容器「キエーロ」等の普及を行います。
- ・生ごみ処理方法の普及・啓発活動を行います。
- ・学校でごみ問題を啓発します。
- ・グリーン購入を励行します。



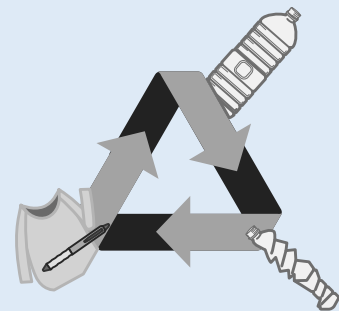
#### ●市民の取組

- ・「もったいない！」運動に取り組みます。
- ・廃棄までを考慮して製品を購入します。
- ・不要な物を買わないといったリフューズ、リデュースを推進します。
- ・食品ロスの削減を意識し、食材を無駄なく使い、残さず食べます。
- ・生ごみの水切りや、かさ増し防止のための圧縮など、ごみ排出時の工夫に努めます。
- ・生ごみ処理容器「キエーロ」等の設置による生ごみの減量と活用に努めます。



#### ●事業者の取組

- ・製品ライフサイクルを意識した製品開発と製造を行います。
- ・食品ロス削減を励行し、ごみの減量化を推進します。
- ・リフューズ・リデュースによるごみの排出削減をします。
- ・グリーン購入を励行します。
- ・環境負荷の小さな製造工程・部材による製品を優先的に調達します。(グリーン調達)



## ●行政の取組

- ・ごみの分別の種類や収集方法の見直しを行います。
- ・事業者へごみの適正処理方法を指導・啓発します。
- ・「東松山市ごみ処理基本計画」に基づき、資源循環の取組を推進します。
- ・学校・自治会などで行われる資源回収を推進し、リサイクルに関する意識を啓発します。



## ●市民の取組

- ・ごみの分別を徹底します。
- ・物を手放すときは、バザーやフリーマーケット、リサイクルショップなどに出品して、リユースを心がけます。
- ・リサイクル品やリユース品の購入に努めます。
- ・クリーンリーダー制度を継続します。
- ・修理、修繕などにより物を大切に使用して、新たな購入を控えます。



## ●事業者の取組

- ・事業所でのごみの分別の徹底及び適正な処分方法を遵守します。
- ・グリーン購入やリサイクル品の購入に努めます。
- ・リユース品として活用可能か検討し、廃棄する物は適正に処分します。
- ・紙資源の有効活用（ペーパーレス化や両面印刷、裏紙の使用等）をします。



## 基本施策Ⅱ－③ プラスチックごみの削減

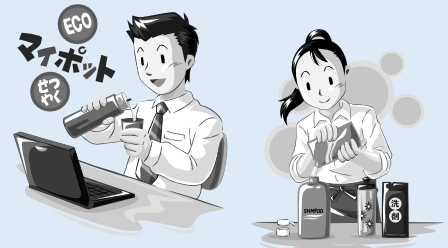
### ●行政の取組

- ・プラスチックごみ削減に関する啓発を行います。
- ・公共施設におけるプラスチックごみの発生を抑制します。
- ・ごみゼロ運動による、プラスチックごみの回収を行います。
- ・プラスチックごみ適正処理を継続します。



### ●市民の取組

- ・マイバッグやマイボトルなどの活用による、ワンウェイプラスチックの使用の削減に努めます。
- ・詰め替え製品などの、包装が簡易でなるべくプラスチックごみが出ない物を積極的に選びます。



### ●事業者の取組

- ・製品包装の際は、簡易包装を推進し、プラスチックごみを削減します。
- ・プラスチックごみの削減に向けた自社の製品の開発と製造に努めます。



## (5) 市民プロジェクトの取組

- 食品ロス削減プロジェクト
  - ・エコクッキングの実施（リデュースの推進）
- 消費行動見直し啓発プロジェクト
  - ・消費行動を見直し、不要な物を買わない選択を促す（リフューズの推進）
- 物を大切に使うプロジェクト
  - ・バザーやフリーマーケット等の開催（リユースの推進）
  - ・まだ使える物の修理活動及び啓発活動（リペアの推進）
  - ・資源回収の実施（リサイクルの推進）
- プラスチックごみ削減プロジェクト
  - ・マイバッグやマイボトル活用の普及啓発活動

## (6) 成果指標



※市民意識調査は隔年実施となっており、最終のデータが 2018 年度となります。



## 環境目標Ⅲ 生き物、自然と共生するまち

市内に残る里山、水辺など豊かな地域の生態系を保全するとともに、市民が親しめる自然を保全・創出し、共生を図ります。また、自然とふれあう機会を増やし、自然の恵みを楽しむ大切さに関する意識を醸成します。

### (1) 現状と課題

#### ○第2次計画の成果指標（環境年次報告書より）

市内の森林面積は5年に1度計測しており、2011年度以降減少傾向にあります。

一度失われた自然環境を元の姿に戻すには、多くのコストと時間を要します。このため、今残っている貴重な自然環境の保全をすることが大切です。

指標	2011年度	2013年度	2015年度	2017年度	2019年度
市内の森林面積(ha)	459	457	457	457	439

#### ○市民アンケート結果

イベントへの参加者はあまり多くありませんが、普段の生活で身近な自然にふれあっている市民が約7割いました。イベントの参加者数を増やし、環境保全に向けた市民意識の啓発が望まれます。

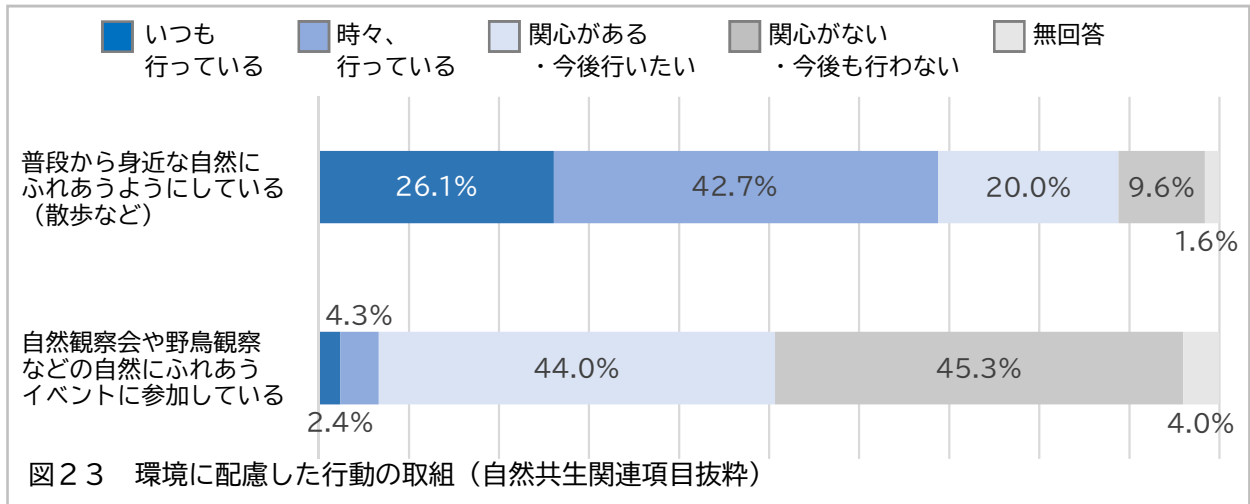


図23 環境に配慮した行動の取組（自然共生関連項目抜粋）

## (2) 基本施策（目指すべき方向性）

基本 施策	Ⅲ－① 身近な生物多様性の理解と保全
	Ⅲ－② 地域ぐるみの水辺環境の保全
	Ⅲ－③ 豊かなみどりや農地の保全

### Ⅲ－①身近な生物多様性の理解と保全

市内の豊かな自然を守り、そこに生息する多様な生き物とそれらの生態系ネットワークを保全します。生物多様性の理解を深め、その保全に取り組める方法や人材を育成します。

- ◇ 生物多様性の理解促進
- ◇ 生物多様性の保全活動推進
- ◇ 在来生物・貴重な動植物の生息確認と保全活動
- ◇ 外来生物に対する理解促進と防除の継続
- ◇ 地域の生態系の現状把握と自然再生の促進
- ◇ 開発の際の生物多様性の考慮

### Ⅲ－②地域ぐるみの水辺環境の保全

市内に分布する河川、池、沼、谷津、水田などの水辺環境について、地域ぐるみで保全活動を継続・拡大し、愛着のある水辺環境につなげます。


- ◇ 水質汚濁の防止
- ◇ 水辺環境の美化促進
- ◇ 身近な水辺環境への理解と親しみの促進
- ◇ 湧水とその周辺環境の保全
- ◇ 市内の河川水質などのモニタリングの継続


### Ⅲ－③豊かなみどりや農地の保全


市民に身近なみどりを保全し、生活の中にみどりを感じる機会を増やしていくとともに、市内に広く分布する農地の保全と有効活用を推進します。


- ◇ みどりの維持と保全
- ◇ 耕作放棄地対策
- ◇ 環境に配慮した農地の保全
- ◇ 平地林、里山の保全活動の推進
- ◇ 森林伐採を伴う環境へ影響を及ぼす太陽光発電施設設置の抑制

### (3) SDGsとの関連性

<b>3</b> すべての人に健康と福祉を 	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
SDGs ターゲット	有害化学物質並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を減少させます。(ターゲット3.9)
本計画との 関連性	水質及び土壌の汚染を防止し、水辺環境及びみどりを保全します。

<b>6</b> 安全な水とトイレを世界中に 	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
SDGs ターゲット	水に関連する生態系の保護・回復を行うとともに、水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。(ターゲット6.6、6.b)
本計画との 関連性	水質汚濁防止の取組を継続するとともに、水辺環境の保全に関する地域コミュニティを活性化することで、水域及び水辺に生息生育する生き物を保全します。

<b>11</b> 住み続けられるまちづくりを 	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
SDGs ターゲット	地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援し、包摂的かつ持続可能な都市化を促進します。(ターゲット11.3、11.a)
本計画との 関連性	水辺、樹林などの自然環境の保全に配慮した都市部の生活様式を推進するとともに、農地の保全と持続可能な利用を推進します。

<b>15</b> 陸の豊かさも守ろう 	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
SDGs ターゲット	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、外来生物の侵入を防止するとともに、持続可能な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図ります。(ターゲット15.5、15.c)
本計画との 関連性	市内に残る樹林や山林、それらの多面的機能を保全することで、池沼や河川などの水辺環境と内陸淡水生態系の保全に寄与します。また、外来生物の防除について啓発を進めることにより、在来生物、希少生物の保全を図ります。

## (4) 行政、市民、事業者の取組

### 基本施策Ⅲ－① 身近な生物多様性の理解と保全

#### ●行政の取組

- ・ 生物多様性の理解促進に向けた啓発を行います。
- ・ 市民が自然に親しみやすい環境を創出します。
- ・ 重要な生き物の生息場所についての調査・把握を行います。
- ・ 地域の生態系保全を推進します。
- ・ 外来生物対策に向けた啓発を行います。
- ・ 外来生物防除を継続します。



#### ●市民の取組

- ・ イベント等を通して生物多様性保全に対する理解を深めます。
- ・ 在来生物の生息生育環境の保全に努めます。
- ・ 希少な動植物に対する理解を深めます。
- ・ 輸入動物の適正な飼育に努めます。
- ・ 外来生物防除に向けた理解を深めます。



#### ●事業者の取組

- ・ 事業活動の際は、生物多様性の保全へ配慮します。
- ・ 生物多様性を保全する市民活動や行政取組を支援します。
- ・ 土地開発の際は、生物多様性の保全へ配慮します。



## 基本施策Ⅲ－②

## 地域ぐるみの水辺環境の保全

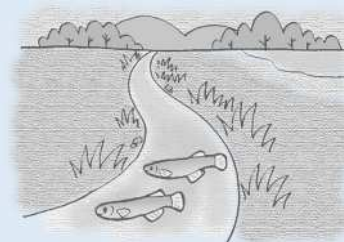
### ●行政の取組

- ・親水空間の整備・保全を進めます。
- ・河川水質などのモニタリングを継続します。
- ・市内に残るため池などの水辺環境の保全を進めます。
- ・湧水とその周辺環境を保全します。
- ・水辺環境の調査を進めます。
- ・ホタルの里づくりを継続します。



### ●市民の取組

- ・家庭から排出される排水について、排水量の削減と環境負荷の少ない排出に努めます。
- ・クリーンアップ作戦などの河川敷清掃に参加し、水辺環境の美化に協力します。
- ・身近な河川、ため池などの池、沼、谷津、水田の生物多様性に関心を持ち、その保全の取組に積極的に参加します。
- ・身近な水辺環境保全へ積極的に参加します。
- ・ホタルの里づくりや野外体験学習へ参加します。
- ・湧水とその周辺環境の保全に努めます。
- ・環境に優しい（生分解性の高い）洗剤を積極的に選びます。



### ●事業者の取組

- ・法令に基づく適正な排水水質を遵守します。
- ・クリーンアップ作戦などの河川敷清掃に参加し、水辺環境の美化に協力します。
- ・地域に適した水辺環境の保全に努めます。



## ●行政の取組

- ・「東松山市みどりの基本計画」の推進に向けた庁内連携と協働の調整を行います。
- ・「東松山市農業振興ビジョン」を推進します。
- ・土地開発の際は、適切な緑化の指導を行います。
- ・森林伐採を伴う環境への影響を及ぼす太陽光発電施設の設置を抑制します。



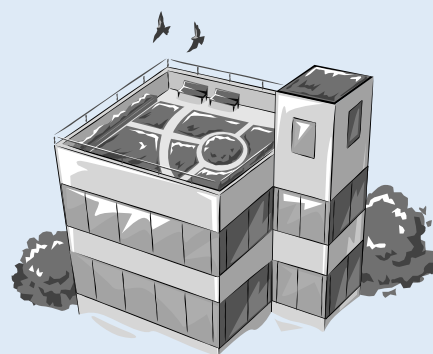
## ●市民の取組

- ・公園などを活用して、みどりに親しむ時間を増やします。
- ・緑地等のみどりの維持管理活動へ積極的に参加します。
- ・家庭菜園やビオトープ、生け垣設置などによる、親しみあるみどりを創出します。
- ・市民農園に参加し、農業への理解と食育の推進に努めます。
- ・市内に残る樹林の維持管理へ協力します。



## ●事業者の取組

- ・事業所内の緑地などのみどりの管理を適切に実施します。
- ・土地開発の際は、地域に適した植栽に努めます。
- ・森林伐採を伴う環境への影響を及ぼす太陽光発電施設の設置を控えます。





## (5) 市民プロジェクトの取組

- ホタルの里づくりプロジェクト
- ため池、清水・湧水に関するプロジェクト
- 外来生物、有害生物の調査・駆除に関するプロジェクト
- 自然豊かな川づくりプロジェクト
- 里山保全プロジェクト

## (6) 成果指標

ホタルの生息確認箇所数を維持する

12箇所  
(2019年度)



13箇所  
(2030年度)

アライグマ年間捕獲頭数を増やす

498頭  
(2019年度)



600頭  
(2030年度)

河川水質の環境基準(BOD)達成率を増やす

68.8%  
(2019年度)



75.0%  
(2030年度)

市内の森林面積を維持する

439ha  
(2019年度)



439ha  
(2030年度)

本市の自然環境について「よい」と思う人の割合を増やす(市民意識調査※)

62.6%  
(2018年度)



73.0%  
(2030年度)

※市民意識調査は隔年実施となっており、最終のデータが2018年度となります。

## 環境目標Ⅳ 安全で快適に暮らせる生活環境が整ったまち

市民の日常生活における環境配慮行動を促し、持続可能な地域社会を構築するとともに、騒音・振動・悪臭等による公害や不法投棄の防止、まち美化の推進により生活環境を保全し、暮らしやすいまちへの整備を進めます。

### (1) 現状と課題

#### ○市民アンケート結果

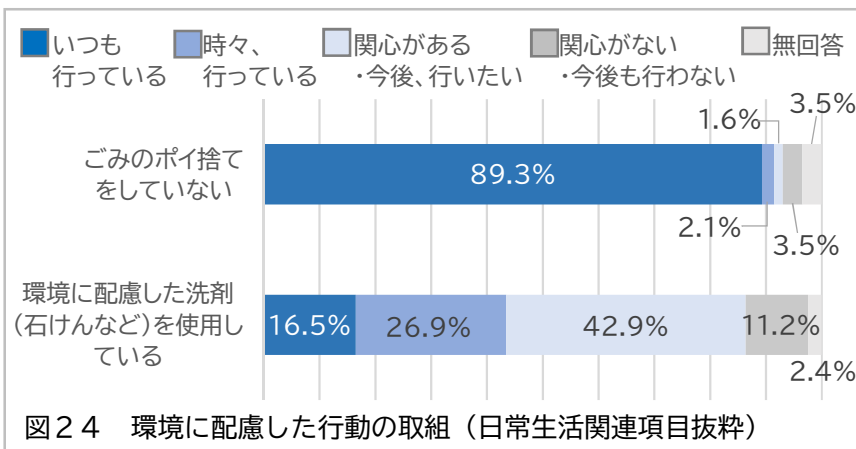


図24 環境に配慮した行動の取組（日常生活関連項目抜粋）

市民アンケートにおいて、ごみのポイ捨てをしていないと回答した人の割合は89.3%、環境に配慮した洗剤（石けんなど）を使用している人の割合は43.4%でした。

まちの美化の継続と環境に配慮した生活の啓発が望まれます。

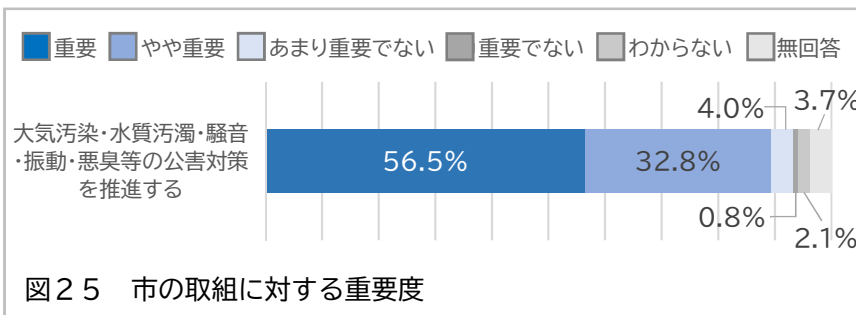


図25 市の取組に対する重要度

市民アンケートの結果では、公害対策を推進する市の取組に「重要」、「やや重要」と答えた人の割合は合わせて89.3%でした。

一方で、市の取組に対して「評価できる」、「やや評価できる」と答えた人の割合は、合わせて44.8%と、半数を下回っており、公害対策の継続とさらなる取組が求められます。

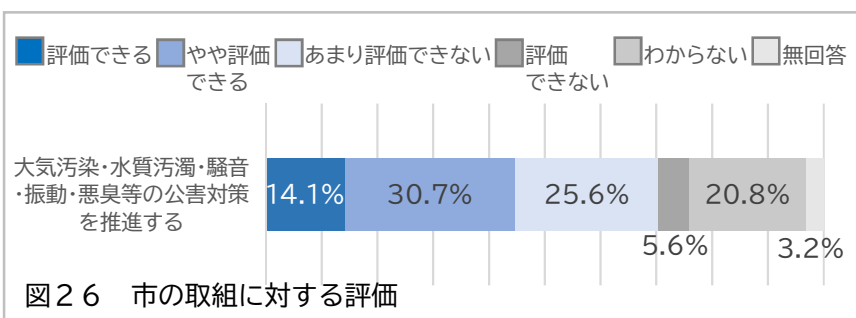


図26 市の取組に対する評価

## (2) 基本施策（目指すべき方向性）

基本 施策	IV-① 公害防止と適正指導
	IV-② 不法投棄対策の推進
	IV-③ 良好な景観と生活環境の保全

### IV-① 公害防止と適正指導

適正指導により典型7公害を未然に防ぎ、快適で安心して暮らせる生活環境を整備します。

- ◇ 公害発生防止と法令遵守を指導
- ◇ 変圧器などに含まれる PCB 含有絶縁油などの有害物質の適正管理と適正処分
- ◇ 生活公害に対する苦情への適切な対応
- ◇ 生活公害に対する理解への普及啓発

### IV-② 不法投棄対策の推進

関係機関との連携により、不法投棄の監視を継続するとともに、不法投棄されない環境づくりの整備を図ります。


- ◇ 土地の適正管理の啓発
- ◇ 地域ぐるみでの協力体制の構築
- ◇ 不法投棄防止のための定期的なパトロールの実施
- ◇ 廃棄物処理に関する法令遵守の指導


### IV-③ 良好な景観と生活環境の保全


土地の適切な管理や地域猫活動を進め、そこで暮らす人々が快適に安心して暮らせる環境を作ります。生け垣や色彩への配慮など、良好な景観を保全します。


- ◇ 景観の保全や美化の促進
- ◇ 環境美化重点区域の指定及び違反者への指導
- ◇ 地域猫活動の支援
- ◇ 周辺環境への影響を及ぼす太陽光発電施設設置の抑制

### (3) SDGsとの関連性

<p><b>3</b> すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
<p>SDGs ターゲット</p>	<p>有害化学物質並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を減少させます。(ターゲット3.9)</p>
<p>本計画との 関連性</p>	<p>有害化学物質並びに大気、水質及び土壌の汚染を防止し、安全で快適な持続可能な生活環境を確保します。</p>

<p><b>6</b> 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
<p>SDGs ターゲット</p>	<p>有害な化学物質の放出を最小化し、水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化します。(ターゲット6.3、6.b)</p>
<p>本計画との 関連性</p>	<p>水質汚濁と不法投棄を防止するとともに、水の再生利用を推進し、安全で快適な地域環境の保持に寄与します。</p>

<p><b>11</b> 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
<p>SDGs ターゲット</p>	<p>安全で容易に利用できる持続可能な輸送システムへのアクセスを提供するとともに、地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援します。(ターゲット11.2、11.a)</p>
<p>本計画との 関連性</p>	<p>環境負荷低減の取組を持続させ、安全で持続可能な居住地及び周辺空間を確保します。</p>

<p><b>12</b> つくる責任 つかう責任</p> 	<p>持続可能な消費生産形態を確保する</p>
<p>SDGs ターゲット</p>	<p>環境上適正な化学物質の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質の自然界への放出を大幅に削減するとともに、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにします。(ターゲット12.4、12.8)</p>
<p>本計画との 関連性</p>	<p>環境保全に配慮したライフスタイルを推進するとともに、化学物質の発生による環境の汚染を防止します。</p>

## (4) 行政、市民、事業者の取組

### 基本施策Ⅳ－① 公害防止と適正指導

#### ●行政の取組

- ・騒音・臭気・水質などの環境モニタリングを継続します。
- ・事業者への公害防止に関する指導を実施します。
- ・公害等に対して、迅速かつ適切に対応します。
- ・変圧器などに含まれる PCB 含有絶縁油などの有害物質の適正管理と適正処分を行います。



#### ●市民の取組

- ・近所迷惑となるような生活騒音、振動の発生防止に配慮します。
- ・家庭から排出される有害物質に関する知識・理解を深め、有害物質を含む製品の購入をできる限り控えるとともに、適正な廃棄を行います。
- ・公害に対するリスクコミュニケーションについての関心を深めます。



#### ●事業者の取組

- ・法令を遵守し、有害物質の環境中への排出を抑制します。
- ・騒音・振動・悪臭などの関係法令を遵守します。
- ・地下水のくみ上げに留意します。
- ・変圧器などに含まれる PCB 含有絶縁油の、法令に遵守した適正な処分を行います。
- ・適正な建築物の解体・改修により、アスベスト飛散を防止します。



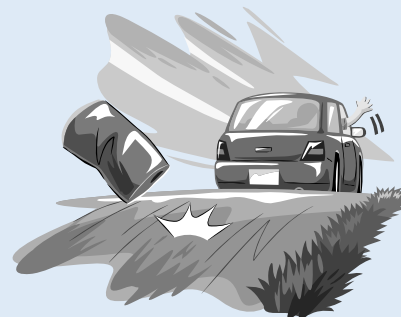
## ●行政の取組

- ・土地の所有者及び管理者に対して、不法投棄されない環境づくりへの啓発及び支援を行います。
- ・不法投棄パトロールを実施します。
- ・不法投棄根絶に向けたキャンペーンなどのPR活動を推進します。
- ・廃棄物処理に関して各主体へ法令遵守を指導します。
- ・産業廃棄物、建設副産物（残土処理）の適正処理を指導します。



## ●市民の取組

- ・ポイ捨てや不法投棄をしません。
- ・所有又は管理している土地に不法投棄されないよう管理に努めます。
- ・不法投棄を発見したら、関係機関に知らせます。
- ・不法投棄されない環境づくり及び地域ぐるみでの協力体制を構築します。



## ●事業者の取組

- ・不法投棄をしません。
- ・法令を遵守する業者へ廃棄物処理を依頼します。
- ・不法投棄を発見したら、関係機関に知らせます。

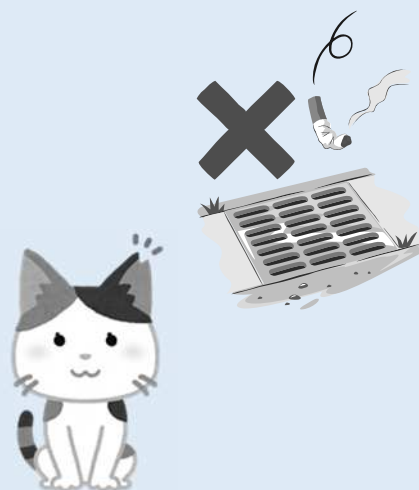




## 基本施策Ⅳ－③ 良好な景観と生活環境の保全

### ●行政の取組

- ・ごみゼロ運動を通して、まちの美化を推進します。
- ・景観の保全に配慮した公共施設や公共用地の整備を進めます。
- ・環境美化重点区域の指定及び違反者（たばこのポイ捨て等）への指導を行います。
- ・ごみ集積所の清潔保持を啓発します。
- ・土地の所有者及び管理者に対して、適正管理を啓発指導します。
- ・太陽光発電施設の設置に関するガイドラインに基づき、事業者へ適切な指導を行います。
- ・地域猫活動を支援します。



### ●市民の取組

- ・所有及び管理する土地の適切な維持管理に努めます。
- ・ごみゼロ運動を通して、まちの美化へ協力します。
- ・河川敷の清掃活動へ積極的に参加します。
- ・ごみ集積所の清潔保持に努めます。
- ・屋敷林の保全に努めます。
- ・花いっぱい運動を通して、まちの美化活動に貢献します。
- ・地域猫活動に対する理解を深めます。



### ●事業者の取組

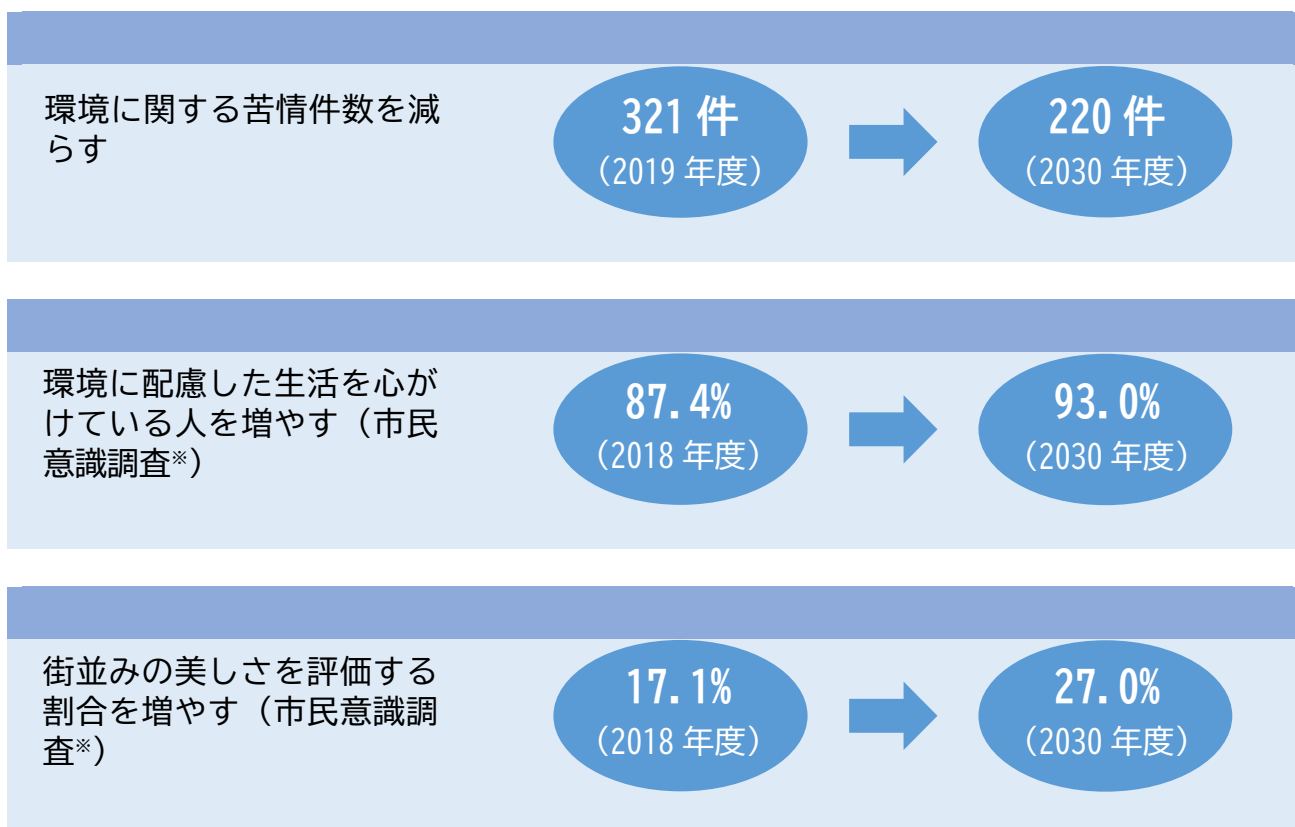
- ・建物の建築の際は、周辺の景観との調和に配慮します。
- ・河川敷の清掃活動へ積極的に参加します。
- ・条例に基づき、事業所内へ植栽を設置します。
- ・ごみゼロ運動を通して、まちの美化へ協力します。
- ・周辺環境への影響を及ぼす太陽光発電施設の設置を控えます。
- ・地域猫活動に対する理解を深め、支援します。



## (5) 市民プロジェクトの取組

- 暮らしやすいまち推進プロジェクト
- 美しい街並み推進プロジェクト
- 動物愛護プロジェクト

## (6) 成果指標



※市民意識調査は隔年実施となっており、最終のデータが2018年度となります。

## 環境目標Ⅴ 市民・地域のチカラが発揮される協働のまち

環境情報や地域の情報を市内へ広く周知するとともに、市内にとどまらず市外へ情報発信を展開し、環境保全の啓発を促進します。また、市民活動団体や事業者などの各主体による環境保全活動を推進し、市内全体への環境保全意識の醸成を目指します。

### (1) 現状と課題

#### ○市民アンケート結果

市民アンケートの結果では、環境に関する情報源の要望としては、「広報紙やパンフレット」という回答が最多でした。次に多かったのは「ホームページや電子メール」でした。環境に関する情報提供を継続しつつ、情報発信の方法として、適宜見直すことが求められます。

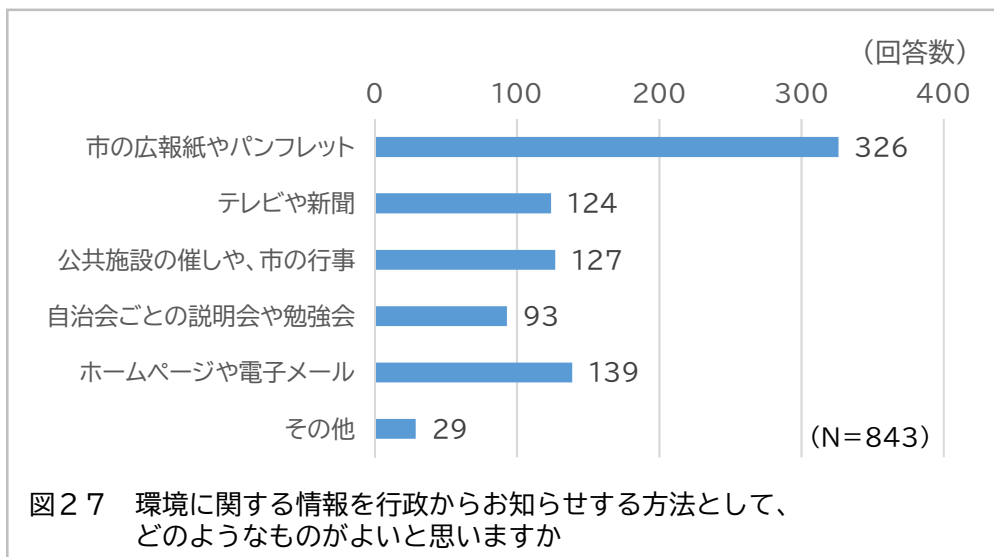


図27 環境に関する情報を行政からお知らせする方法として、どのようなものがよいと思いますか

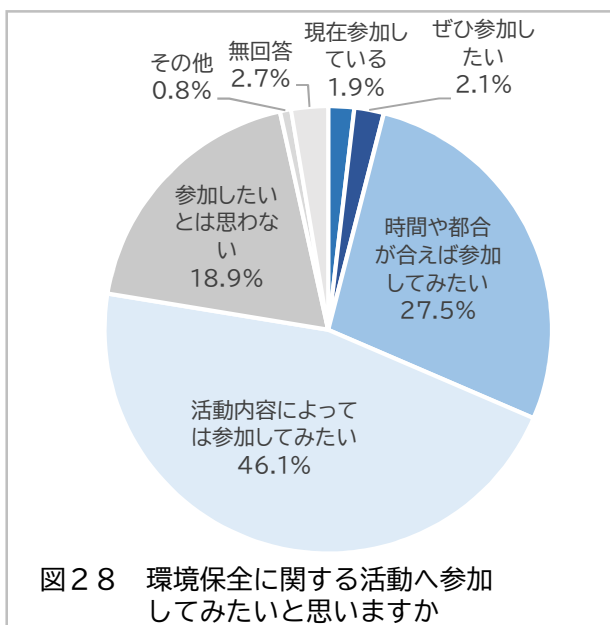


図28 環境保全に関する活動へ参加してみたいと思いますか

環境保全に関する活動へ「現在参加している」と回答した割合は1.9%であり、「ぜひ参加したい」、「時間や都合が合えば参加してみたい」、「活動内容によっては参加してみたい」を合わせると、75%以上でした。

最も多かった回答は「活動内容によっては参加してみたい」であり、次いで「時間や都合が合えば参加してみたい」でした。

環境保全に関する活動への参加意欲が高いため、参加機会の創出が求められます。

## (2) 基本施策（目指すべき方向性）

基本 施策	V-① 情報発信の充実
	V-② 環境学習の推進
	V-③ パートナーシップの構築

### V-①情報発信の充実

環境に関する情報や地域の情報を見やすくわかりやすい表現で発信します。また、市民が入手しやすいかたちで情報を得られるように、多様な発信方法を工夫します。

- ◇ 多様な広報媒体の活用
- ◇ 地域での情報の共有
- ◇ 環境情報の収集や啓発の推進
- ◇ 事業者・行政による環境情報の積極的な発信

### V-②環境学習の推進

子どもたちから高齢者まで、多様化する環境の問題やその解消方法について、市内の教育機関と連携を図り、学ぶ機会を増やします。


- ◇ 市民の積極的な学びと意識の醸成の推進
- ◇ 環境学習がしやすい環境整備と利用促進
- ◇ 環境学習イベントの周知と活動推進
- ◇ 世代間交流による環境学習の推進
- ◇ 市内の環境学習資源の利用促進


### V-③パートナーシップの構築

市民団体や事業者が行う環境まちづくり活動の拡大に努め、多くの市民が参加しやすい仕組みづくりとともに、市や各主体との協働により活動のさらなる発展に取り組みます。

- ◇ 市民団体、事業者、行政による協働の推進
- ◇ 市民団体、事業者による環境保全活動の展開
- ◇ 地域コミュニティ活性化

### (3) SDGsとの関連性

<p><b>4</b> 質の高い教育を みんなに</p> 	<p>全ての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
<p>SDGs ターゲット</p>	<p>全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにするとともに、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにします。(ターゲット4.7、4.a)</p>
<p>本計画との 関連性</p>	<p>あらゆる市民に持続可能な社会やライフスタイルについてやさしく学び、考える機会を提供します。</p>

<p><b>17</b> パートナーシップで 目標を達成しよう</p> 	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化 する</p>
<p>SDGs ターゲット</p>	<p>情報通信技術をはじめとする実現技術の利用を強化するとともに、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させます。(ターゲット17.8、17.18)</p>
<p>本計画との 関連性</p>	<p>それぞれの主体の経験や資源を生かしつつ、情報共有を図り、効果的なパートナーシップにより協働を進め、持続可能な目標の達成を目指します。</p>

## (4) 行政、市民、事業者の取組

### 基本施策V-① 情報発信の充実

#### ●行政の取組

- ・ 広報紙をはじめ、パンフレット、ホームページ、SNS、動画配信などの多様な広報媒体を用いた情報発信を行います。
- ・ 環境イベントを実施します。
- ・ 環境保全活動を啓発します。
- ・ 環境学習した市民の発信の場を創出します。



#### ●市民の取組

- ・ 広報紙、パンフレット、いんふおメール、ホームページ、SNS、アプリなど、多様な広報媒体を活用し、情報収集します。
- ・ 家族や近隣住民と環境情報を共有します。
- ・ イベント等へ積極的に参加します。
- ・ 市民プロジェクト登録事業団体による活動報告を継続します。



#### ●事業者の取組

- ・ 市から発信される環境や地域の情報収集を行い、環境経営に活用します。
- ・ 従業員に対し環境や地域情報の周知と共有を行います。
- ・ 地域に有用な環境に関する情報を積極的に発信します。
- ・ 環境報告書を作成し、広く情報発信に努めます。



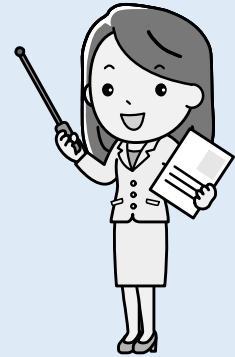


## 基本施策Ⅴ－②

## 環境学習の推進

### ●行政の取組

- ・市民が環境学習をしやすい環境を整備します。
- ・市民が参加しやすく、楽しめる環境学習イベントを開催します。
- ・埼玉県地球温暖化防止活動推進員や環境アドバイザー制度を活用します。
- ・世代間交流による環境学習を推進します。
- ・大学や企業との間で、環境まちづくりに関する相互協力体制を構築します。



### ●市民の取組

- ・市や事業者からの各種情報や図書館などを利用して、環境に関する学びを積極的に行います。
- ・環境学習イベントや市民プロジェクトへ積極的に参加します。
- ・環境アドバイザー制度を活用します。
- ・市内のウォーキングコースや「まなびのみち」を活用します。



### ●事業者の取組

- ・協働の取組の一環として、市民に対する環境情報を提供し、事業評価の向上につなげます。
- ・従業員に対する環境学習を奨励し、環境経営に生かすとともに、環境保全活動に協力します。
- ・環境学習イベントや市民活動へ協力・支援します。



## ●行政の取組

- ・市民が市民活動や事業者の環境活動に参加しやすい環境を整備します。
- ・市民団体や事業者の環境活動を支援します。
- ・市民団体や事業者との協働のための、情報共有の場を設定します。



## ●市民の取組

- ・市民団体が実施する環境保全活動へ積極的に参加します。
- ・行政や事業者と積極的にパートナーシップを築き、環境保全活動を展開します。
- ・市民として環境行政に関する意見を発言します。
- ・環境基本計画市民推進委員会を中心とした、環境保全活動支援や情報交換などのネットワークを構築します。



## ●事業者の取組

- ・市や市民団体と積極的にパートナーシップを築き、環境保全活動を推進します。
- ・市内にとどまらず、事業活動上で広域的な環境保全活動を展開します。
- ・従業員に積極的な環境保全活動への参加を奨励します。



## (5) 市民プロジェクトの取組

- わがまち情報発信プロジェクト
- 環境学習プロジェクト
- 協働推進プロジェクト
  - ・新たな協働を創出する活動  
行政×市民団体、行政×事業者、市民団体×事業者

## (6) 成果指標

市民プロジェクト登録事業  
数を増やす

20 事業  
(2019 年度)



25 事業  
(2030 年度)

地域の活動に参加している  
市民の割合を増やす（市民  
意識調査※）

41.0%  
(2018 年度)



51.0%  
(2030 年度)

※市民意識調査は隔年実施となっており、最終のデータが 2018 年度となります。

# 第5章 計画の推進体制・進捗管理

## 1. 推進体制

本計画の推進は、行政、市民及び事業者の協働によって、市民の環境に対する関心の向上及び環境事業への参加を促します。

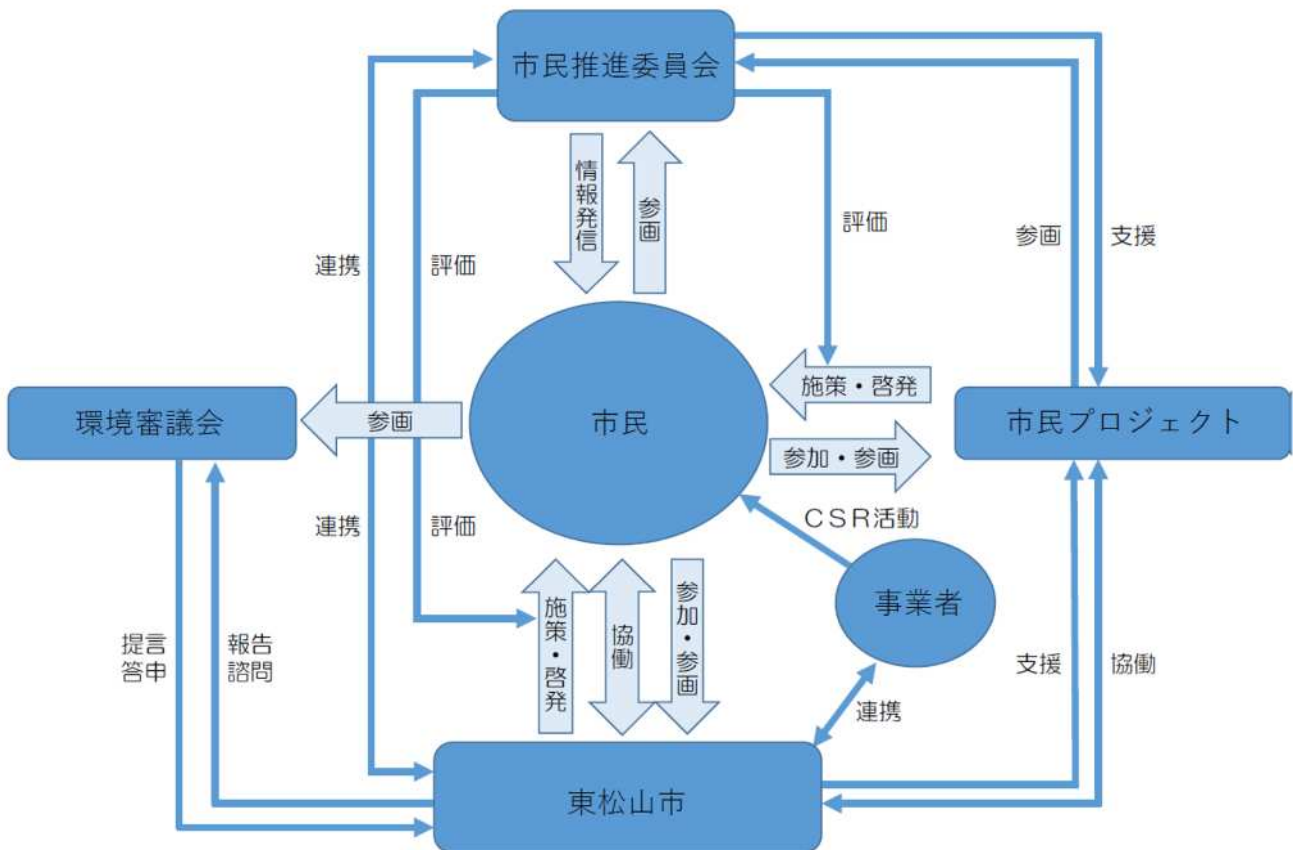


図29 推進体制

### ① 市民推進委員会

市民プロジェクト推進のためのエンジンとして位置づけ、企画調整や進行管理などの役割を担い、協働を推進します。

### ② 庁内推進組織

本計画での「庁内ワーキング・グループ」を引き継ぎ、推進組織として市の立場での本計画の進行管理及び施策の円滑な推進を図ります。

## 2. 進捗管理

本計画は PDCA サイクルに基づき、毎年度作成する「環境年次報告書」などでチェックし、環境保全活動団体等からの意見を踏まえた計画の推進・改善を行います。

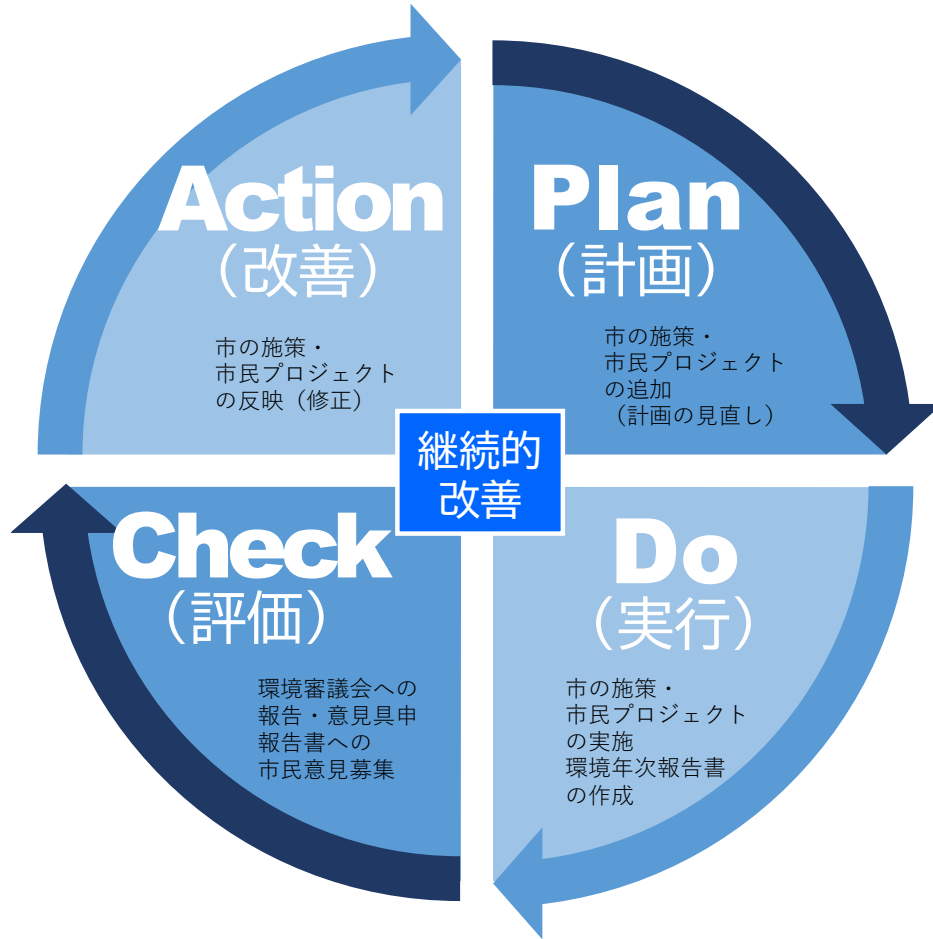


図30 PDCA サイクル

本計画の進行管理及び評価を確実にを行うため、毎年度、本計画の実施状況及び成果、課題を記載した「環境年次報告書」を作成します。

「環境年次報告書」は速やかに公表し、市民、環境審議会のチェックを受け、市の施策・市民プロジェクトの修正、または計画の見直しに反映します。

## 3. 財源の確保と市民プロジェクトへの支援

本計画に掲げた市の施策の実施に当たっては、各年度の予算において必要な財政支援を検討します。一方、市民プロジェクトの推進については、市民プロジェクトの担い手となるグループ・活動団体による、市の共有財産である生態系や自然環境を保全する事業、及び市民向けの啓発事業に対する財政上の支援を進めます。